

非常用放送設備機器に関するお願い

機器の正常な動作のために、定期点検と日常的な確認を行ってください。

非常用放送設備が設置された防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者は、消防法、その他関係法令によって、非常用放送設備の定期的な点検と報告が義務付けられています。

機器点検
総合点検

6ヶ月に1回以上
1年に1回以上

(消防庁告示より。平成31年4月18日の情報です。常に最新の関連法令に従ってください。)

日常の確認において以下のような状態であった場合には、機器が正常に動作しない原因となりますので、ただちに販売店または保守契約店に連絡してください。

特に10年を超えてお使いの場合、故障の発生確率が高まり、正しく動作しないおそれがあります。点検回数を増やすとともに買い換えの検討をお願いします。詳しくは、販売店または保守契約店に相談してください。

このような状態ではありませんか？

- 非常電源ユニット内の蓄電池の交換を行っていない。
- 蓄電池点検スイッチを押しても、表示灯が緑に点灯しない。



蓄電池は使用しなくても寿命があります。4年を経過したら、販売店または保守契約店に交換を依頼してください。

- 非常電源ユニット内の蓄電池の交換を行っていない。



蓄電池の交換に合わせて、販売店または保守契約店にファンの交換を依頼してください。通気孔のほこりは取り除いてください。

- 音がひずんでいたたり、聞こえにくかったりして、十分な音量や明瞭な音質が得られない。
- ときどき、音が途切れたり、音にノイズが混入したりする。



法令で規定された音圧が取れていない可能性があります。販売店または保守契約店に点検を依頼してください。

- 壁などに取り付けてある製品をさわるとぐらぐらする。



取付ねじがゆるんでいる可能性があります。販売店または保守契約店に点検を依頼してください。

- 操作スイッチにほこりがたまっていたり、変形や破損している。



操作スイッチが動作しない可能性があります。販売店または保守契約店に点検を依頼してください。

- 液晶画面がはっきり表示されなくなったり、操作面の印刷表示が消えて読みにくい。



正しい操作が行えない原因となります。

- 外観に変形や破損がある。



販売店または保守契約店に点検を依頼してください。

当社は製品の補修用性能部品を、製造打ち切り後7年間保有しています。

7年経過後は、在庫がなくなり次第、部品の供給ができなくなります。そのため、修理対応ができない場合があります。

注) 補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。